

鹿屋市介護保険施設等食材費高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、急激な物価高騰により食材費が高騰しているにもかかわらず、食費が公定価格により定まっていることから利用者負担の増加を求めることができない介護保険施設等の事業継続を支援するため、予算の範囲内において鹿屋市介護保険施設等食材費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付対象施設)

第2条 支援金の交付の対象となる施設（以下「交付対象施設」という。）は、市内に所在し、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この条において「法」という。）第8条第9項の短期入所生活介護を行う施設（第5条において「短期入所生活介護事業所」という。）
- (2) 法第8条第22項の地域密着型介護老人福祉施設
- (3) 法第8条第27項の介護老人福祉施設
- (4) 法第8条第28項の介護老人保健施設
- (5) 法第8条第29項の介護医療院
- (6) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4の養護老人ホーム

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、前条の交付対象施設を運営する法人であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年10月1日（以下「基準日」という。）における定員数を、次条に規定する交付対象期間の末日まで縮小しないこと。
- (2) 市税の滞納がないこと。

(交付対象期間)

第4条 支援金の交付の対象となる期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、基準日における交付対象施設の定員数に、次の各号に掲げる交付対象施設の区分に応じ、当該各号に定める支援金単価を乗じた額とする。

- (1) 短期入所生活介護事業所 12,000円
- (2) 地域密着型介護老人福祉施設 16,000円
- (3) 介護老人福祉施設 16,000円
- (4) 介護老人保健施設 16,000円
- (5) 介護医療院 16,000円
- (6) 養護老人ホーム 16,000円

2 前項の規定にかかわらず、定員数の全部又は一部を複数の交付対象施設の用に供している場合の当該定員数については、いずれか1つの交付対象施設の定員数としてのみ計上するものとする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市介護保険施設等食材費高騰対策支援金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象施設一覧表（別記第2号様式）
- (2) 支援金の振込口座（申請者本人名義のものに限る。）の預金通帳等に係る金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人が記載されている部分の写し

2 支援金の交付申請の期間は、令和4年10月1日から令和4年10月31日までとする。

(支援金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めるときは、支援金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市介護保険施設等食材費高騰対策支援金交付決定及び交付確定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、支援金を交付しないことが適当であると認めるときは、鹿屋市介護保険施設等食材費高騰対策支援金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者がこの要綱に違反し、又は不正の手段により支援金を受けたと認めたときは、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第8条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

鹿屋市介護保険施設等食材費高騰対策支援金交付申請書兼請求書

申請者

郵便番号			
住所			
法人名			
代表者名			印
電話番号		担当者名	

鹿屋市介護保険施設等食材費高騰対策支援金の交付を受けたいので、鹿屋市介護保険施設等食材費高騰対策支援金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請及び請求します。

1 支援金の申請額

	円
--	---

2 振込口座

金融機関名		支店名等	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

注 申請者名義の口座を御記入ください。

3 誓約欄（記載内容を確認の上、□に✓を付けてください。）

鹿屋市介護保険施設等食材費高騰対策支援金の交付申請に関して、次のとおり誓約します。

市税の滞納はありません。

※市使用欄

審査	支援金額		円
----	------	--	---

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市介護保険施設等食材費高騰対策支援金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市介護保険施設等食材費高騰対策支援金については、鹿屋市介護保険施設等食材費高騰対策支援金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市介護保険施設等食材費高騰対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市介護保険施設等食材費高騰対策支援金については、鹿屋市介護保険施設等食材費高騰対策支援金交付要綱第7条第3項の規定により下記のとおり交付しないことと決定したので通知します。

記

理由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鹿屋市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。